

個人情報の取扱いに関する同意条項

＜本同意条項はVISAビジネスカード法人会員規約
(以下「本規約」という)の一部を構成します＞

第1条 (個人情報の収集・保有・利用等)

1. 使用者等またはその予定者(以下総称して「全使用者」という)は、本規約(本申込みおよび使用者等の届出を含む。以下同じ)を含む株式会社中国しんきんカード(以下「当社」という)との取引の与信判断および与信後の管理ならびに付帯サービスの提供のため、下記①から⑨の情報(以下これらを総称して「個人情報」という)を当社が保護措置を講じた上で収集(映像、その他の電磁的記録として取得・保存することを含む)・保有・利用することに同意します。なお、与信後の管理には、カードの利用確認、法人会員へのカードご利用代金のお支払い等のご案内(支払遅延時の請求を含みます)をすること、および、法令に基づき市区町村の要求に従って使用者等の個人情報(入会申込書の写し・残高通知書等)を市区町村に提出し住民票・住民除票の写し・戸籍謄抄本・除籍謄本等(これらの電子化されたものにかかる記載事項の証明書を含みます)の交付を受けて連絡先の確認や債権管理その他の会員管理のために利用すること、を含むものとします。

- ①申込み時または入会後に全使用者が提出する申込書、届出書、その他の書類に記入しまたは記載されている氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、運転免許証番号、事業の内容、職業、法人名称・商号、取引を行う目的、法人会員の実質的支配者、勤務先、資産、負債、収入、国籍、在留資格、在留期間に関する情報等の情報(以下総称して「氏名等」という)、本規約に基づき届出られた情報、当社届出電話番号の現在および過去の有効性(通話可能か否か)に関する情報、電話接続状況履歴(全国の固定電話および携帯電話の接続状況調査の履歴で、調査年月日、電話接続状況、移転先電話番号が含まれる)ならびにお電話等でのお問合せ等により当社が知り得た氏名等の情報(これらすべての変更情報を含み、以下総称して「属性情報」という)
 - ②使用者等のご利用に関する申込日、契約日、ご利用店名、商品名、契約額、支払回数、IDその他の識別情報等のご利用状況および契約内容に関する情報(加盟店等から当社が適法に取得する情報を含み、以下「契約情報」という)
 - ③使用者等のご利用残高、お支払い状況等本規約により発生した客観的取引事実に基づく信用情報
 - ④来店、お電話等でのお問合せ等により当社が知り得た情報(映像・通話内容を含む)
 - ⑤当社または決済口座のある金融機関等での取引時確認状況
 - ⑥当社が適法かつ適正な方法で収集した住民票等公的機関が発行する書類に記載されている事項
 - ⑦官報や電話帳等の公開情報
 - ⑧使用者等のインターネット(アプリ、アフィリエイトサイトを含む)上での閲覧履歴、商品購買履歴、サービス利用履歴、位置情報等の履歴情報、利用されている端末の情報、ネットワーク情報(IPアドレス等)等
 - ⑨本項各号に定める情報に付帯する個人関連情報(第三者から提供を受け個人データとなる個人関連情報を含む)
2. 使用者等は、当社がクレジット事業(クレジットカード、ファクタリングを含む)、保証事業、融資事業、保険事業、集金代行事業その他これらに付随する事業の次の目的のために前項の①②③④⑧⑨の

個人情報を利用することを同意します。

- ①新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス
- ②市場調査、商品開発
- ③宣伝物・印刷物の送付、電話および電子メール送信等その他の通信手段を用いた営業活動
- ④当社が認める加盟店等その他当社の提携する者等の営業に関する宣伝物・印刷物の送付、電話および電子メール等その他の通信手段を用いた送信
- ⑤当社が認める加盟店等その他地方公共団体等および当社の提携する者等の各種プロモーション活動等を支援するデータ分析サービスにおいて、個人情報に係るデータを照合、分析することにより、統計レポートを作成すること（個人を識別し得ない統計情報として加工したものに限る）

※なお、上記の当社の具体的な事業内容については、当社所定の方法（インターネットの当社ホームページへの常時掲載）によってお知らせします。

当社ホームページアドレス：<https://www.chugoku-card.co.jp>

3. 使用者等は、カードの利用確認またはカードご利用代金のお支払い等のご案内（支払遅延時の請求を含みます）等のため、当社が本条第1項の①から⑨の個人情報を法人会員に提供することに同意します。
4. 使用者等は、当社が各種法令の規定により提出を求められた場合およびそれに準ずる公共の利益のために必要がある場合、公的機関等に使用者等の個人情報を提供することに同意します。

第2条（繰上返済時の残高の開示）

法人会員は、使用者等が使用者等のカードまたはその会員番号を用いてATM等で繰上返済の手続の全部または一部（手続が途中で中止された場合を含みます）を行う場合、当社が使用者等に対し当該繰上返済の対象となる残高（当該繰上返済の対象商品に関する、法人会員および使用者等のカードならびにそれらの会員番号の利用による残高の合計額）を開示することに同意します。

第3条（個人情報の預託）

全使用者は、当社が当社の事務（配送業務、印刷業務、コンピュータ事務、代金決済事務およびこれらに付随する事務等を含むがこれらに限られません）および第1条第2項③④における営業活動、営業案内を第三者に業務委託（契約に基づき当該委託先が別企業に再委託する場合を含む）する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じた上で、本同意条項に定める個人情報等を当該業務委託先に預託することに同意します。

第4条（利用の中止の申出）

使用者等は、第1条第2項の同意の範囲内で当社が当該情報を利用している場合であっても、入会後に当社に対しその中止を申出することができます。（以下、なお書きの内容を含めて同じ）。ただし、カードまたはご利用代金明細書に同封されるご案内等の送付を除きます。お申出は、第9条第1項記載の窓口にご連絡下さい。なお、第1条第2項に同意しない場合でも、これを理由に当社が入会をお断りすることや退会の手続きをとることはありません。

第5条（個人情報の開示・訂正・削除）

1. 全使用者は、当社に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、全使用者自身の個人情報を開示するよう請求することができます。

当社に開示を求める場合には、第9条第2項記載の窓口にご連絡下さい。開示請求手続（受付窓口、受

付方法、必要書類等)の詳細をお答えします。また、開示請求手続は、当社所定の方法(インターネットの当社ホームページへの常時掲載等)でもお知らせしております。

2. 開示請求により、万一登録内容が不正確または誤りであることが明らかになった場合、全使用者は、当該情報の訂正または削除の請求ができます。

第6条(会員契約が不成立の場合)

会員契約が不成立の場合であっても、全使用者が入会申込をした事実は、第1条第1項に定める目的に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず、一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

第7条(退会後または法人会員資格・使用者資格取消後の場合)

本規約第15条に定める退会の申し出または本規約第17条に定める法人会員資格・使用者資格の喪失後も、第1条第1項に定める目的および開示請求等に必要な範囲で、法令等または当社が定める所定の期間個人情報を保有し、利用します。

第8条(規約等に不同意の場合)

当社は、全使用者が入会申込みまたは使用者等の届出に必要な記載事項の記載を希望しない場合または本規約の内容の全部もしくは一部を承認できない場合、入会をお断りすることや退会の手続きをとることがあります。

第9条(個人情報に関するお問い合わせ)

1. 第4条に定める中止のお申出は、下記の当社お客様相談室までお願いします。
2. 個人情報の開示・訂正・削除等の全使用者の個人情報に関するお問い合わせ・ご相談は下記の当社お客様相談室までお願いします

<お客様相談室(責任者:お客様相談室長)>

株式会社中国しんきんカード

〒730-0032 広島市中区立町1番24号 有信ビル

電話番号 082-205-5221

第10条(同意条項の位置付けおよび変更)

1. 本同意条項はVISAビジネスカード法人会員規約の一部を構成します。
2. 本同意条項は当社所定の手続により、必要な範囲内で変更できるものとします。

個人情報の共同利用について

当社は、個人情報の保護に関する法律に基づき、収集した個人情報を共同利用できるものとし、個人情報の共同利用についてインターネットの当社ホームページへの常時掲載によって公表するものとします。

反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意

私(会員の名義人(会員名義人が法人の場合には、当該法人の役員・実質的支配者等を含む。以下同じ。))および使用者等は、次の①に規定する暴力団員等もしくは①の各号のいずれかに該当する場合、②の各号のいずれかに該当する行為をした場合、または①に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、このカード取引が停止・解約されても異議を申しません。あわせて、私および使用者等は、上記行為または虚偽の申告が判明した場合、当然に貴社に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに

債務を弁済します。また、これにより損害が生じた場合でも貴社に何らの請求は行わず、一切私および使用者等の責任といたします。

①貴社との取引に際し、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁・資産凍結等の対象として指定する者、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当しないこと、および次の(イ)から(ホ)のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

(イ) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。

(ロ) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

(ハ) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。

(ニ) 暴力団員等に対して資金を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

(ホ) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

②自らまたは第三者を利用して、次の(イ)から(ホ)までのいずれかに該当する行為を行わないことを確約いたします。

(イ) 暴力的な要求行為 (ロ) 法的な責任を超えた不当な要求行為 (ハ) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 (ニ) 風説を流布し、偽計もしくは威力を用いて貴社の信用を毀損し、または貴社の業務を妨害する行為 (ホ) その他前記(イ)から(ニ)に準ずる行為

(2025年4月改定)